

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 七年 六月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十三号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の四条を加える。

（非常勤職員の育児休業）

第一条の二 条例第二条第四号イ②の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

第一条の三 条例第二条の三第三号及び第二条の四の規則で定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第一条の四 条例第二条の三第三号ハの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第二条の三第三号ハに規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の三第三号ハに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条

第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該子を養育することが困難な状態になった場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

三 前条に規定する事情に該当した場合

第一条の五 前条の規定は、条例第二条の四第三号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「二歳六箇月到達日」と読み替えるものとする。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、第一号及び第三号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続き承認される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

第十五条の見出し中「請求手続」を「請求、第二項申出及び第三項変更の手続」に改め、「は、部分休業承認請求書」を「法第十九条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）及び同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、第二項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三項変更をしなければ条例第二十条の五に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第十六条の次に次の一条を加える。

(非常勤職員の部分休業)

第十六条の二 条例第十九条第二号の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則第十五条第一項の規定による承認の請求、第二項申出及び第三項変更については、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。